

湖北地域消防組合職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月3日

湖北地域消防組合管理者 角田 航也

湖北地域消防組合規則第10号

湖北地域消防組合職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

湖北地域消防組合職員の給与に関する規則（平成18年湖北地域消防組合規則第22号）の一部を次のように改正する。

第15条中「規則で定める職員は」を「職員のうち」に、「条例第10条に規定する扶養親族で条例第11条第1項の規定による届出がされている者に限る」を「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第10条に規定する扶養親族をいう」に改め、「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（権衡職員の範囲）

第15条の2 条例第13条第1項第2号の規則で定める職員は、第37条の2の4に該当する職員で、第37条の2の4第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、新たに給料表の適用を受ける職員となった者について当該適用の直前の住居であった住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているものとする。

第19条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として管理者が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第20条第1項に後段として次のように加える。

前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

第22条第1項中「要件を欠くに至った日」を「要件を欠くに至った日（管理者が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で管理者が定める日）」に改める。

第26条に次の1号を加える。

（3） 第34条の6第1項第2号の職員たる要件を欠くに至った場合

第27条中「提示」を「提示又は第34条の6第1項第2号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出」に、「改定しなければならない」を「改定するものとする」に改める。

第29条中「交通機関等」の次に「（条例第14条第3項に規定する新幹線鉄道等（以下「新幹線鉄道等」という。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）」を加える。

第31条第1項中「次項」の次に「及び第33条第2号」を加え、同項第1号ア中「条例第14条第5項」を「条例第14条第7項」に改める。

第33条中「次に」を「次の各号に」に改め、同条第1号中「交通機関」を「交通機関等」に改め、「（同項第1号に規定する1か月当たりの運賃等相当額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、

その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額」を削り、同条第2号中「1か月当たりの運賃等相当額（2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては）」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては）」に改める。

第34条の2第1項中「第4項各号に掲げる」を「第4項に規定する」に、「当該各号」を「同項」に改め、「期間（以下この条）の次に「、第35条の2第2項第2号」を加え、同条第2項中「離職し」を「離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が湖北地域消防組合の休日を定める条例（平成18年湖北地域消防組合条例第1号）第1条第1項に規定する組合の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い組合の機関の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし」に改め、同条第4項中「条例第14条第3項」を「条例第14条第5項」に、「次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする」を「1か月当たりの運賃等相当額等（第33条第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第14条第2項第2号に定める額（第33条第2号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第35条の2第2項において「1か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第14条第5項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする」に改め、同項各号を削り、同条の次に次の2条並びに見出し及び2条を加える。

（給料表の摘要の直前の住居に相当する住居）

第34条の3 条例第14条第3項の規則で定める住居は、給料表の適用を受ける職員となった日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

（1） 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

（2） 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 条例第14条第3項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

（3） 前2号に掲げる住居のほか、管理者がこれらに準ずる住居であると認めるもの（新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第34条の4 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第30条の規定は、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

- 3 第31条（第1項第3号を除く。）の規定は、条例第14条第3項第1号に規定する特別料金等相当額（第34条の2第4項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第31条第1項中「交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号及び第2号中「交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

（権衡職員等の範囲）

第34条の5 条例第14条第3項の任用の事情等を考慮して規則で定める職員は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする公署に在勤することとなった者で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると管理者が認めるものとする。

第34条の6 条例第14条第3項の規定は、次に掲げる職員（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）の通勤手当の額の算出について適用する。

（1） 配偶者（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該転居後の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

（2） 職員又は配偶者の父母（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上あり、かつ、当該父母の介護を行っているものに限る。）

（3） その他条例第14条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者の定める職員

- 2 前項第1号において「特定住居」とは、同項第1号に規定する転居（以下この項において「当該転居」という。）の日以後に転居する場合における当該転居の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であって次に掲げるものをいう。

（1） 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

（2） 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 当該転居の直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経

路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、管理者がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第35条の2第1項中「条例第14条第4項」を「条例第14条第6項」に改め、同項第3号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益法人派遣法」という。）」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益的法人派遣法」という。）」に改め、「派遣され、」の次に「自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、」を加え、「であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。」を「（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。）」に改め、同条第2項中「交通機関等に係る通勤手当に係る条例第14条第4項」を「条例第14条第6項」に改め、同項第1号中「1か月当たりの運賃等相当額等（第33条第1号に掲げる職員にあっては、1か月当たりの運賃等相当額及び条例第14条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が55,000円」を「1か月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円」に改め、同号ア中「当該事由に係る交通機関等」を「当該事由に係る交通機関等又は新幹線鉄道等」に、「改正後に1か月当たりの運賃等相当額等が55,000円」を「改定後に1か月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円」に、「全ての交通機関等」を「全ての交通機関等及び新幹線鉄道等」に、「定期券の運賃等」を「定期券の運賃等及び特別料金等」に改め、同項第2号中「1か月当たりの運賃等相当額等が55,000円」を「1か月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円」に改め、同号ア中「イ及びウ」を「イ」に、「55,000円」を「150,000円」に、「翌月から支給単位期間」を「支給単位期間等」に、「交通機関等」を「交通機関等及び新幹線鉄道等」に、「払戻金相当額」を「払戻金相当額の合計額並びに管理者の定める額の合計額」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、同条第3項中「条例第14条第4項」を「条例第14条第6項」に、「当該給与」を「管理者の定めるところにより当該給与」に改める。

第35条の3第1項中「条例第14条第5項」を「条例第14条第7項」に改め、同項各号列記以外の部分中「交通機関等」の次に「又は新幹線鉄道等」を加え、同項第1号中「交通機関等」の次に「又は新幹線鉄道等」を加え、同号ア中「長いものに」を「それぞれ長いものに」に改め、「する期間」の次に「。」を加え、同号アに次のただし書を加える。

ただし、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であって、交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該交通機関等にあっては、当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

第35条の3第1項第2号中「認められる交通機関等」の次に「若しくは新幹線鉄道等」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項第1号に掲げる交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

(1) 法第28条の6第1項の規定による退職その他の離職をすること。

(2) 専従許可を受け、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、公益的法人派遣法

第2条第1項の規定により派遣され、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

(3) 勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。

(4) 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。

(5) その他管理者の定める事由が生ずること。

第35条の4第2項中「公益法人派遣法」を「公益的法人派遣法」に改める。

第37条の次に次の8条を加える。

(やむを得ない事情)

第37条の2 条例第14条の2第1項の規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。

(2) 配偶者が学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。

(3) 配偶者が引き続き就業すること。

(4) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅(管理者の定めるこれに準ずる住宅を含む。)を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。

(5) 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

(通勤困難の基準)

第37条の2の2 条例第14条の2第1項本文及びただし書きの規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 管理者の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であること。

(2) 管理者の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

(単身赴任手当の加算額等)

第37条の2の3 条例第14条の2第2項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて、管理者の定めるところにより行うものとする。

2 条例第14条の2第2項の規則で定める距離は、100キロメートルとする。

3 条例第14条の2第2項の規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 8,000円

(2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 16,000円

(3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 24,000円

(4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 32,000円

(5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 40,000円

(6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 46,000円

(7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 52,000円

(8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 58,000円

(9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 64,000円

(10) 2,500キロメートル以上 70,000円

(権衡職員の範囲等)

第37条の2の4 次に掲げる職員には、条例第14条の2の規定により単身赴任手当を支給する。

(1) 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、第37条の2に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが第37条の2の2に規定する基準に照らして困難であると認められる職員以外の職員で当該適用の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと管理者が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

(2) 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、第37条の2に規定するやむを得ない事情に準じて管理者の定める事情（以下単に「管理者の定める事情」という。）により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者のない職員に限る。）で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが第37条の2の2に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該適用の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと管理者が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

(3) 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転した後、管理者の定める特別の事情により、当該適用の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該適用の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが第37条の2の2に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと管理者が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

(4) 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、第37条の2に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあつては、管理者の定める事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが第37条の2の2に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該適用の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと管理者が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

(5) 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転した後、管理者の定める特別の事情により、当該適用の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員（当該別居が当該適用の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが第37条の2の2に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと管理者が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

(6) その他条例第14条の2第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者の定める職員

(単身赴任手当の支給の調整)

第37条の2の5 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

(単身赴任に係る届出)

第37条の2の6 新たに条例第14条の2第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、単身赴任届(様式第5号)により、配偶者等との別居の状況等を速やかに任命権者に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として管理者が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

(単身赴任の確認及び額の決定)

第37条の2の7 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第14条の2第1項又は第3項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

2 任命権者は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を単身赴任手当認定簿(様式第6号)に記載するものとする。

(単身赴任手当の支給の始期及び終期)

第37条の2の8 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第14条の2第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同条第1項に規定する要件を欠くに至った日(管理者が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で管理者が定める日)の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第37条の2の6第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第26条関係）

通 勤 届

年 月 日 提出

任命権者		あて		主 な 届 出 の 理 由				
職 名				☐ 新規（異動の場合を含む。） ☐ 住所の変更 ☐ 通勤経路の変更 ☐ 通勤方法の変更（ ☐ 通勤車両の変更） ☐ 運賃等の負担額の変更 上記事実の発生日 年 月 日				
氏 名								
住 所								
勤務場所								
湖北地域消防組合職員の給与に関する規則第26条の規定に基づき、通勤の実情を届出します。								
順路	通勤方法の別	区 間	距 離 【片道】 (概算)	所要時間 【片 道】 (概 算)	乗車券等 の 種 類	左欄の乗車 券等の額	備考	
1		住居から まで (定期購入区間) (から まで)	. km	時間 分	定期券 (月) 回数券	円		
2		住居から まで (定期購入区間) (から まで)	. km	時間 分	定期券 (月) 回数券	円		
3		住居から まで (定期購入区間) (から まで)	. km	時間 分	定期券 (月) 回数券	円		
自動車通勤する場合の駐車場所								
自 動 車 の 車 種・番 号								
型式（普通自動車・軽自動車・自動二輪車） メーカー・車名 登録番号 色 排気量								
確認及び決定欄（提出者は記入しないこと。） 湖北地域消防組合職員の給与に関する条例第14条及び同条に基づく規則に従い、 下記のとおり確認し、決定する。								
交 通 機 関 等	1	交通機関	通勤距離	km	支給の時期・終期等			
	2	自動車			開始 年 月 日 終了 年 月 日 改訂 年 月 日			
	3	自転車等						
	4	徒歩						
	5	併用	支給月額	円				
定期券価額		か月	円	150,000円×		か月		
回数券価額		枚綴	円	＝		円		

(裏)

記入上の注意

- 1 この届けには、通常行っている通勤の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しないこと。
- 2 「主な届出の理由」欄には、通勤届の主な理由のいずれかについて□に~~レ~~印を付すること。
- 3 「通勤方法の別」欄には、通常の順路に従い、徒歩、自転車、自家用車、〇〇線等の別を記入すること。
- 4 「乗車券等の種類」欄には、定期券（6か月）、10枚つづり回数券等の別を記入すること。
- 5 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券（6か月）の価額、10枚つづり回数券の額等乗車券等に応じた額を記入すること。
- 6 自動車等の使用距離は、一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。
- 7 「自動車で通勤する場合の駐車場所」欄には、職員互助会、自己賃借等を記入すること。
- 8 「自動車の車種・番号」欄には、型式（普通・軽自動車）、車名、登録番号等を記入すること。

様式第4号の次に次の2様式を加える。

様式第5号（第37条の2の6関係）

単 身 赴 任 届

年 月 日提出

任命権者 あて	職 名		氏 名	
勤務公署名	所在地			
届出の理由	☐ 1 新規 ☐ 2 異動 ☐ 3 転居(☐ 本人 ☐ 配偶者) ☐ 4 その他 () 上記事実の発生日 年 月 日			

湖北地域消防組合職員の給与に関する規則第37条の2の6の規定に基づき、次のとおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます（住民票等証明書類 通添付）。

1 異動直前の居住状況等

異 動 の 発 令 年 月 日	年 月 日
本人の住居	
同 居 者	☐ 配偶者 ☐ 子(生年月日) ☐ 子(生年月日) ☐ 子(生年月日) ☐ 子(生年月日)

2 現在の居住状況等

配偶者と別居した年月日	年 月 日
配偶者と別居した事情	
本人の住居	入居年月日 年 月 日
本人の住居における同居者	☐ 子(生年月日) ☐ 子(生年月日) ☐ 子(生年月日) ☐ その他(続柄) ☐ その他(続柄) ☐ その他(続柄) ☐ その他(続柄)
配偶者の住居	異動直前の本人の住所と ☐ 同じ。 ☐ 異なる(入居年月日)。
異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法	裏面の(1)に記入
配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法	裏面の(2)に記入
配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法	裏面の(3)に記入

※ 確認及び決定欄(提出者は記入しないこと。)

年 月 日 上記のとおり ☐ 確認する。 ☐ 確認し、 ☐ 単身赴任手当の月額を 円と決定する。 ☐ 規則第37条の2の3第3項の規定による加算額を 円、 単身赴任手当を 円と決定する。 職 名 氏 名

(注) 記入については、別紙「記入上の注意」を参照のこと。

(裏面)

(1) 異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法

順路	通勤方法の別	区	間	※提出者は記入しないこと。	順路	通勤方法の別	区	間	距離
1		住居から(	経由)まで		1		住居から(	経由)まで	・ km
2		から(	経由)まで		2		から(	経由)まで	・ km
3		から(	経由)まで		3		から(	経由)まで	・ km
4		から(	経由)まで		4		から(	経由)まで	・ km
5		から(	経由)まで		5		から(	経由)まで	・ km
6		から(	経由)まで		計(規則第37条の2の2の規定による通勤距離)				・ km
備考									

(2) 配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法

順路	通勤方法の別	区	間	※提出者は記入しないこと。	順路	通勤方法の別	区	間	距	離
1		住居から(	経由)まで		1		住居から(	経由)まで	・	km
2		から(	経由)まで		2		から(	経由)まで	・	km
3		から(	経由)まで		3		から(	経由)まで	・	km
4		から(	経由)まで		4		から(	経由)まで	・	km
5		から(	経由)まで		5		から(	経由)まで	・	km
6		から(	経由)まで		計(規則第37条の2の2の規定による通勤距離)	・	km			
備考										

(3) 配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法

順路	交通方法の別	区	間	※提出者は記入しないこと。	順路	交通方法の別	区	間	距離
1		住居から（	経由）まで		1		住居から（	経由）まで	・ km
2		から（	経由）まで		2		から（	経由）まで	・ km
3		から（	経由）まで		3		から（	経由）まで	・ km
4		から（	経由）まで		4		から（	経由）まで	・ km
5		から（	経由）まで		5		から（	経由）まで	・ km
6		から（	経由）まで		計（規則第37条の2の3第1項の規定による交通距離）	・ km			
備考									

〔別紙〕

記入上の注意

- 1 「届出の理由」欄には、該当する理由の□にレ印を付し(新規の場合は理由の1のみにレ印を付する。)、理由の4に該当する場合は、内容を()内に記入する。
- 2 「届出の理由」欄中「2 異動」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に公署を異にする異動をした場合の当該異動をいい、「3 転居」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に住居を移転した場合の当該転居をいう。
- 3 配偶者のない者にあつては、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」と読み替えて記入する。
- 4 届出の理由の1以外に該当する場合は、「1 異動直前の居住状況等」は、記入を要しない。
- 5 「1 異動直前の居住状況等」及び「2 現在の居住状況等」において、「異動」とは、別居の原因となった公署を異にする異動をいう。
- 6 在勤する公署が移転した者にあつては、「異動」とあるのを「移転」と読み替えて記入する。
- 7 異動に伴い配偶者と別居した場合で、配偶者の住居が異動直前の本人の住居と同じときは、「配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法」欄は、記入を要しない。
- 8 異動に伴って配偶者とともに住居を移転し、その後に配偶者と別居した場合は、「異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法」欄は、記入を要しない。
- 9 「通勤(交通)方法の別」欄には、通勤等の順路に従い、徒歩〇〇線等の別を記入する。
- 10 別居後に配偶者を欠くこととなった場合は、異動直前に配偶者がいないものとした場合について記入する。

様式第6号(第37条の2の7関係)

単 身 赴 任 手 当 認 定 簿					氏 名	
届 出 の 理 由 等		届 出 提 出 年 月 日 (受理年月日)	支給の始期(終期)・支給額の改定時期	加 算 額	単 身 赴 任 手当の月額	決 定 及 び 改 定
事 実 の 発 生 年 月 日	内 容					
年 月 日		年 月 日	年 月 分 から まで	円	円	年 月 日 職名 氏名
年 月 日		年 月 日	年 月 分 から まで	円	円	年 月 日 職名 氏名
年 月 日		年 月 日	年 月 分 から まで	円	円	年 月 日 職名 氏名
年 月 日		年 月 日	年 月 分 から まで	円	円	年 月 日 職名 氏名
年 月 日		年 月 日	年 月 分 から まで	円	円	年 月 日 職名 氏名
年 月 日		年 月 日	年 月 分 から まで	円	円	年 月 日 職名 氏名

記入上の注意

「届出提出年月日(受理年月日)」欄には、届出提出日を記入し、その日が届出受理日と異なる場合にあっては、届出受理日を()書で付記する。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き職員（改正後の給与条例の規定による改正前の湖北地域消防組合職員の給与に関する条例（以下この項において「改正前の給与条例」という。）第14条第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（この規則による改正前の湖北地域消防組合職員の給与に関する規則（以下この項において「改正前の給与規則」という。）第33条第3号に掲げる職員に係るものを除き、2以上の交通機関等（改正前の給与規則第29条に規定する交通機関等をいう。以下この項において同じ。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この項及び次項において「改正前の1箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に規定する額（改正前の給与規則第33条第2号に掲げる職員に係るものを除く。以下この項及び次項において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。）の合計額が150,000円を超えている職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち交通機関等及び改正前の給与条例第14条第1項第2号に規定する自動車等に係る通勤手当（改正前の1箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が55,000円を超える場合のもので、施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等（改正前の給与規則第34条の2第1項に規定する支給単位期間等をいう。）に係るものに限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、各月における改正前の1箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から55,000円を減じて得た額（1円未満の端数がある場合にあってはその端数を切り捨てた額とする。）を、支給単位期間を1箇月とする通勤手当として支給する。
(権衡職員等に関する経過措置)
- 4 この規則による改正後の湖北地域消防組合職員の給与に関する規則（以下「改正後の給与規則」という。）第34条の3の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。
- 5 改正後の給与規則第34条の5の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。
- 6 改正後の給与規則第34条の6第1項第2号の規定は、施行日前に同号に掲げる職員となった者（同号に規定する当該日以降の転居をしたものを除く。）にも適用する。
- 7 この規則による改正後の給与規則第37条の2の4第1号から第5号までの規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。
(雑則)
- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

湖北地域消防組合職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

改正後	改正前
(住居手当の適用除外職員) 第15条 条例第13条第1項に規定する職員のうち、職員の扶養親族たる者（<u>職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）</u>）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び<u>条例第10条に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）</u>が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに管理者がこれらに準じると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員とする。 <u>(権衡職員の範囲)</u> 第15条の2 <u>条例第13条第1項第2号の規則で定める職員は、第37条の2の4に該当する職員で、第37条の2の4第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、新たに給料表の適用を受ける職員となつた者について当該適用の直前の住居であつた住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているものとする。</u> (居住の届出) 第19条 (略) 2 (略) <u>3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として管理者が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。</u> (居住の確認及び額の決定) 第20条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第13条第1項の職員たる要件を具備するときは、	(住居手当の適用除外職員) 第15条 条例第13条第1項に規定する規則で定める職員は、職員の扶養親族たる者（<u>条例第10条に規定する扶養親族で条例第11条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）</u>）が所有する住宅及び職員の配偶者（<u>婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）</u>）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに管理者がこれらに準じると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員とする。 (居住の届出) 第19条 (略) 2 (略) (居住の確認及び額の決定) 第20条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第13条第1項の職員たる要件を具備するときは、

改正後	改正前
その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。<u>前条第3項に規定する場合においても、同様とする。</u> 2 (略) (住居手当の支給の始期及び終期) 第22条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第13条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する<u>要件を欠くに至った日（管理者が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で管理者が定める日）</u>の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第19条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 2 (略) (通勤の届出) 第26条 職員は、新たに条例第14条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届（様式第4号）によりその通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。同項の職員が、次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。 (1)・(2) (略) <u>(3) 第34条の6第1項第2号の職員たる要件を欠くに至った場合</u> (通勤の確認及び額の決定) 第27条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準じるものを含む。以下「定期券」という。）の<u>提</u>	その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。 2 (略) (住居手当の支給の始期及び終期) 第22条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第13条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する<u>要件を欠くに至った日</u>の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第19条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 2 (略) (通勤の届出) 第26条 職員は、新たに条例第14条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届（様式第4号）によりその通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。同項の職員が、次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。 (1)・(2) (略) (通勤の確認及び額の決定) 第27条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準じるものを含む。以下「定期券」という。）の<u>提</u>

改正後	改正前
<u>示又は第34条の6第1項第2号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が条例第14条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定するものとする。</u> (交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準) 第29条 交通機関等（<u>条例第14条第3項に規定する新幹線鉄道等（以下「新幹線鉄道等」という。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。</u>）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。 第31条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項及び第33条第2号において「運賃等相当額」という。）は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間（<u>条例第14条第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。</u>）と同じくする定期券の価額 イ (略) (2)・(3) (略) 2 (略) (併用者の区分及び支給額) 第33条 条例第14条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、<u>次の各号に掲げるとお</u>	<u>示を求める等の方法により確認し、その者が条例第14条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。</u> (交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準) 第29条 交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。 第31条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間（<u>条例第14条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。</u>）と同じくする定期券の価額 イ (略) (2)・(3) (略) 2 (略) (併用者の区分及び支給額) 第33条 条例第14条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、<u>次に掲げるとおりとす</u>

改正後	改正前
りとする。 (1) 条例第14条第1項第3号に掲げる職員（<u>交通機関等</u>を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する<u>交通機関等</u>が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額 (2) 条例第14条第1項第3号に掲げる職員のうち、<u>運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1か月当たりの運賃等相当額等」という。）</u>が同条第2項第2号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第1号に定める額 (3) (略) (支給日等) 第34条の2 通勤手当は、支給単位期間（<u>第4項に規定する通勤手当に係るものを除く。</u>）又は<u>同項に定める期間（以下この条、第35条の2第2項第2号及び第36条において「支給単位期間等」という。）</u>に係る最初の月の条例第8条第2項に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第26条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。 2 <u>支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が湖北地域消防組合の休日）を定める条例（平成18年湖北地域消防組合同令第1号）第1条第1項に規定する組合の休日に当たるときは、当該翌日後におい</u>	る。 (1) 条例第14条第1項第3号に掲げる職員（<u>交通機関</u>を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する<u>交通機関</u>が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額（<u>同項第1号に規定する1か月当たりの運賃等相当額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額</u>） (2) 条例第14条第1項第3号に掲げる職員のうち、<u>1か月当たりの運賃等相当額（2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1か月当たりの運賃等相当額等」という。）</u>が同条第2項第2号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第1号に定める額 (3) (略) (支給日等) 第34条の2 通勤手当は、支給単位期間（<u>第4項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。</u>）又は<u>当該各号に定める期間（以下この条及び第36条において「支給単位期間等」という。）</u>に係る最初の月の条例第8条第2項に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第26条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。 2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において<u>離職し</u>、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

改正後	改正前
<u>て当該翌日に最も近い組合の機関の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。</u> 3 （略） 4 <u>条例第14条第5項の規則で定める通勤手当は、1か月当たりの運賃等相当額等（第33条第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第14条第2項第2号に定める額（第33条第2号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第35条の2第2項において「1か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第14条第5項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。</u> <u>（給料表の摘要の直前の住居に相当する住居）</u> 第34条の3 <u>条例第14条第3項の規則で定める住居は、給料表の適用を受ける職員となった日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。</u> <u>（1） 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居</u> <u>（2） 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後</u>	3 （略） 4 <u>条例第14条第3項の規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</u> <u>（1） 職員が2以上の交通機関等を利用するものとして条例第14条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1か月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間</u> <u>（2） 職員が条例第14条第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1か月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間</u>

改正後	改正前
<u>の住居であって次に掲げるもの</u> <u>ア 条例第14条第3項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居</u> <u>イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居</u> <u>（3） 前2号に掲げる住居のほか、管理者がこれらに準ずる住居であると認めるもの</u> <u>（新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準）</u> <u>第34条の4 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。</u> <u>2 第30条の規定は、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。</u> <u>3 第31条（第1項第3号を除く。）の規定は、条例第14条第3項第1号に規定する特別料金等相当額（第34条の2第4項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第31条第1項中「交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号及び第2号中「交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。</u> <u>（権衡職員等の範囲）</u> <u>第34条の5 条例第14条第3項の任用の事情等を考慮して規則で定める職員は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする公署に在勤することとなった者で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤する</u>	

改正後	改正前
<u>ものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると管理者が認めるものとする。</u> <u>第34条の6 条例第14条第3項の規定は、次に掲げる職員（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）の通勤手当の額の算出について適用する。</u> <u>（1） 配偶者（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該転居後の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの</u> <u>（2） 職員又は配偶者の父母（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上あり、かつ、当該父母の介護を行っているものに限る。）</u> <u>（3） その他条例第14条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者の定める職員</u> <u>2 前項第1号において「特定住居」とは、同項第1号に規定する転居（以下この項において「当該転居」という。）の日以後に転居する場合における当該転居の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であって次に掲げるものをいう。</u> <u>（1） 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居</u> <u>（2） 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後</u>	

改正後	改正前
<u>の住居であって次に掲げるもの</u> <u>ア 当該転居の直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居</u> <u>イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居</u> <u>（3） 前2号に掲げる住居のほか、管理者がこれらに準ずる住居であると認めるもの</u> （返納の事由及び額等） 第35条の2 <u>条例第14条第6項</u>の規則で定める事由は、通勤手当（1か月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次のいずれかに掲げる事由とする。 （1）・（2） （略） （3） 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、専従許可を受け、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、<u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益的法人派遣法」という。）第2条第1項の規定により派遣され、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。）</u> （4） （略） 2 <u>条例第14条第6項</u>の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） <u>1か月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円以下であった場合</u> 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額	（返納の事由及び額等） 第35条の2 <u>条例第14条第4項</u>の規則で定める事由は、通勤手当（1か月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次のいずれかに掲げる事由とする。 （1）・（2） （略） （3） 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、専従許可を受け、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、<u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益法人派遣法」という。）第2条第1項の規定により派遣され、又は法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。</u> （4） （略） 2 <u>交通機関等に係る通勤手当に係る条例第14条第4項</u>の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） <u>1か月当たりの運賃等相当額等（第33条第1号に掲げる職員にあつては、1か月当たりの運賃等相当額及び条例第14条第2項第2号に定める額の合計額。以下こ</u>

改正後	改正前
ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては、<u>当該事由に係る交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に1か月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等及び新幹線鉄道等）</u>、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する<u>全ての交通機関等及び新幹線鉄道等</u>につき、使用されるべき通用期間の<u>定期券の運賃等及び特別料金等</u>の払戻しを、管理者の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。） イ （略） （2） <u>1か月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えていた場合</u> 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア <u>イに掲げる場合以外の場合 150,000円に事由発生月の支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに管理者の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0）</u> イ （略） 3 <u>条例第14条第6項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支払義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支払義務者が同一であるときは、管理者の定めるところにより当該給与から当</u>	<u>の項において同じ。）が55,000円以下であった場合</u> 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては、<u>当該事由に係る交通機関等（同号の改正後に1か月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等）</u>、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する<u>全ての交通機関等</u>につき、使用されるべき通用期間の<u>定期券の運賃等</u>の払戻しを、管理者の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。） イ （略） （2） <u>1か月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合</u> 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア <u>イ及びウに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0）</u> イ <u>第34条の2第4項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合（ウに掲げる場合を除く。） 55,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての交通機関等についての払戻金相当額及び管理者の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、0）</u> ウ （略） 3 <u>条例第14条第4項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支払義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支払義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができ</u>

改正後	改正前
該額を差し引くことができる。 (支給単位期間) 第35条の3 <u>条例第14条第7項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</u> (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 <u>又は新幹線鉄道等</u> 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間 ア イに掲げる場合以外の場合 <u>交通機関等又は新幹線鉄道等における定期券の通用期間のうち最もそれぞれ長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であって、交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間</u> イ (略) (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等若しくは新幹線鉄道等又は第31条第1項第3号の管理者の定める交通機関等 1か月 <u>2 前項第1号に掲げる交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</u> (1) <u>法第28条の6第1項の規定による退職その他の離職をすること。</u> (2) <u>専従許可を受け、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、公益的法人派</u>	る。 (支給単位期間) 第35条の3 <u>条例第14条第5項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</u> (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間 ア イに掲げる場合以外の場合 <u>交通機関等における定期券の通用期間のうち最も長いものに相当する期間</u> イ (略) (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等又は第31条第1項第3号の管理者の定める交通機関等 1か月 <u>2 前項第1号に掲げる交通機関等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、法第28条の6第1項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他管理者の定める事由が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</u>

改正後	改正前
<u>遣法第2条第1項の規定により派遣され、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。</u> <u>(3) 勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。</u> <u>(4) 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。</u> <u>(5) その他管理者の定める事由が生ずること。</u> 第35条の4 (略) 2 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、専従許可を受け、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、<u>公益的法人派遣法第2条第1項の規定により派遣され、又は法第29条の規定により停職にされた場合</u>にあつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなつたとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。 3 (略) <u>(やむを得ない事情)</u> <u>第37条の2 条例第14条の2第1項の規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。</u> <u>(1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。</u> <u>(2) 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。</u> <u>(3) 配偶者が引き続き就業すること。</u> <u>(4) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（管理者の定めるこれに準ずる住宅</u>	第35条の4 (略) 2 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、専従許可を受け、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、<u>公益法人派遣法第2条第1項の規定により派遣され、又は法第29条の規定により停職にされた場合</u>にあつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなつたとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。 3 (略)

改正後	改正前
<u>を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。</u> <u>(5) 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情</u> <u>(通勤困難の基準)</u> <u>第37条の2の2 条例第14条の2第1項本文及びただし書きの規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。</u> <u>(1) 管理者の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であること。</u> <u>(2) 管理者の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。</u> <u>(单身赴任手当の加算額等)</u> <u>第37条の2の3 条例第14条の2第2項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて、管理者の定めるところにより行うものとする。</u> <u>2 条例第14条の2第2項の規則で定める距離は、100キロメートルとする。</u> <u>3 条例第14条の2第2項の規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> <u>(1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 8,000円</u> <u>(2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 16,000円</u> <u>(3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 24,000円</u> <u>(4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 32,000円</u> <u>(5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 40,000円</u>	

改正後	改正前
(6) <u>1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 46,000円</u> (7) <u>1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 52,000円</u> (8) <u>1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 58,000円</u> (9) <u>2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 64,000円</u> (10) <u>2,500キロメートル以上 70,000円</u> <u>(権衡職員の範囲等)</u> <u>第37条の2の4 次に掲げる職員には、条例第14条の2の規定により単身赴任手当を支給する。</u> (1) <u>新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、第37条の2に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが第37条の2の2に規定する基準に照らして困難であると認められる職員以外の職員で当該適用の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと管理者が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</u> (2) <u>新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、第37条の2に規定するやむを得ない事情に準じて管理者の定める事情（以下単に「管理者の定める事情」という。）により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者のない職員に限る。）で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが第37条の2の2に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該適用の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと管理者が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員</u> (3) <u>新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転した後、管理者の定める特別の事情により、当該適用の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該適用の</u>	

改正後	改正前
<u>日から起算して3年以内に生じた職員に限る。)</u>で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが第37条の2の2に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと管理者が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員 (4) <u>新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、第37条の2に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあつては、管理者の定める事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが第37条の2の2に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該適用の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと管理者が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員</u> (5) <u>新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転した後、管理者の定める特別の事情により、当該適用の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員（当該別居が当該適用の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが第37条の2の2に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと管理者が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員</u> (6) <u>その他条例第14条の2第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者の定める職員</u> <u>(単身赴任手当の支給の調整)</u> <u>第37条の2の5 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。</u>	

改正後	改正前
<u>(単身赴任に係る届出)</u> <u>第37条の2の6 新たに条例第14条の2第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、単身赴任届(様式第5号)により、配偶者等との別居の状況等を速やかに任命権者に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。</u> <u>2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。</u> <u>3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として管理者が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。</u> <u>(単身赴任の確認及び額の決定)</u> <u>第37条の2の7 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第14条の2第1項又は第3項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前条第3項に規定する場合においても、同様とする。</u> <u>2 任命権者は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を単身赴任手当認定簿(様式第6号)に記載するものとする。</u> <u>(単身赴任手当の支給の始期及び終期)</u> <u>第37条の2の8 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第14条の2第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同条第1項に規定する要件を欠くに至った日(管理者が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で管</u>	

改正後	改正前
<u>理者が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第37条の2の6第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</u> <u>2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。</u>	

改正後

様式第4号 (第26条関係)

通勤届

年 月 日 提出

任命権者		あて		主 な 届 出 の 理 由					
職 名					☐ 新規 (異動の場合を含む。)				
氏 名					☐ 住所の変更				
住 所					☐ 通勤経路の変更				
勤務場所					☐ 通勤方法の変更 (□通勤車両の変更)				
					☐ 運賃等の負担額の変更				
					上記事実の発生日 年 月 日				

湖北地域消防組合職員の給与に関する規則第26条の規定に基づき、通勤の実情を届出します。

順路	通勤方法の別	区 間	距 離 【片道】 (概算)	所要時間 【片道】 (概算)	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備考
1		住居から (定期購入区間) (から まで)	・ km	時間 分	定期券 (月) 回数券	円	
2		住居から (定期購入区間) (から まで)	・ km	時間 分	定期券 (月) 回数券	円	
3		住居から (定期購入区間) (から まで)	・ km	時間 分	定期券 (月) 回数券	円	

自動車通勤する場合の駐車場所

自 動 車 の 車 種 ・ 番 号

型式 (普通自動車・軽自動車・自動二輪車)
メーカー・車名
登録番号
色
排気量

確認及び決定欄 (提出者は記入しないこと。)
湖北地域消防組合職員の給与に関する条例第14条及び同条に基づく規則に従い、下記のとおり確認し、決定する。

交通機関等	1	交通機関	通勤距離	km	支給の時期・終期等			
	2	自動車			開始	年	月	日
	3	自転車等	終了	年				
	4	徒歩			改訂	年	月	日
	5	併用	支給月額	円				

定期券価額	か月	円	150,000円×	か月
回数券価額	枚綴	円	=	円

改正前

様式第4号 (第26条関係)

通勤届

年 月 日 提出

任命権者		あて		主 な 届 出 の 理 由					
職 名					☐ 新規 (異動の場合を含む。)				
氏 名					☐ 住所の変更				
住 所					☐ 通勤経路の変更				
勤務場所					☐ 通勤方法の変更 (□通勤車両の変更)				
					☐ 運賃等の負担額の変更				
					上記事実の発生日 年 月 日				

湖北地域消防組合職員の給与に関する規則第26条の規定に基づき、通勤の実情を届出します。

順路	通勤方法の別	区 間	距 離 【片道】 (概算)	所要時間 【片道】 (概算)	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備考
1		住居から (定期購入区間) (から まで)	・ km	時間 分	定期券 (月) 回数券	円	
2		住居から (定期購入区間) (から まで)	・ km	時間 分	定期券 (月) 回数券	円	
3		住居から (定期購入区間) (から まで)	・ km	時間 分	定期券 (月) 回数券	円	

自動車通勤する場合の駐車場所

通勤経路の略図 (経路朱線)

自 動 車 の 車 種 ・ 番 号

型式 (普通自動車・軽自動車)
メーカー・車名
登録番号
色
排気量

確認及び決定欄 (提出者は記入しないこと。)
湖北地域消防組合職員の給与に関する条例第14条及び同条に基づく規則に従い、下記のとおり確認し、決定する。

交通機関等	1	交通機関	通勤距離	km	支給の時期・終期等			
	2	自動車			開始	年	月	日
	3	自転車等	通勤区分コード	終了				
	4	徒歩			改訂	年	月	日
	5	併用	支給月額	円				

定期券価額	か月	円	55,000円×	か月
回数券価額	枚綴	円	=	円

17/23

改正後	改正前
(裏) 記入上の注意 - この届けには、通常行っている通勤の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しないこと。 「主な届出の理由」欄には、通勤届の主な理由のいずれかについて□にレ印を付すること。 「通勤方法の別」欄には、通常の順路に従い、徒歩、自転車、自家用車、〇〇線等の別を記入すること。 「乗車券等の種類」欄には、定期券（６か月）、10枚つづり回数券等の別を記入すること。 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券（６か月）の価額、10枚つづり回数券の額等乗車券等に応じた額を記入すること。 - 自動車等の使用距離は、一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。 「自動車で通勤する場合の駐車場所」欄には、職員互助会、自己賃借等を記入すること。 「自動車の車種・番号」欄には、型式（普通・軽自動車）、車名、登録番号等を記入すること。	(裏) 記入上の注意 - この届けには、通常行っている通勤の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しないこと。 「主な届出の理由」欄には、通勤届の主な理由のいずれかについて□にレ印を付すること。 「通勤方法の別」欄には、通常の順路に従い、徒歩、自転車、自家用車、〇〇線等の別を記入すること。 「乗車券等の種類」欄には、定期券（６か月）、10枚つづり回数券等の別を記入すること。 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券（６か月）の価額、10枚つづり回数券の額等乗車券等に応じた額を記入すること。 「通勤経路の略図」欄を記入する場合で往路と帰路が異なるときは、空欄にその旨の理由を記入し、順路中に異なる部分を青線等で明記すること。 「自動車で通勤する場合の駐車場所」欄には、職員互助会、自己賃借等を記入すること。 「自動車の車種・番号」欄には、型式（普通・軽自動車）、車名、登録番号等を記入すること。

改正後	改正前																																								
様式第5号（第37条の2の6関係） 単身赴任届 年 月 日提出 <table><tr><td>任命権者</td><td>あて</td><td>職名</td><td></td><td>氏名</td><td></td></tr><tr><td>勤務公署名</td><td colspan="2"></td><td>所在地</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>届出の理由</td><td colspan="5"> ☐1 新規 ☐2 異動 ☐3 転居(☐ 本人 ☐ 配偶者)☐4 その他 () 上記事実の発生日年 月 日 </td></tr></table> 湖北地域消防組合職員の給与に関する規則第37条の2の6の規定に基づき、次のとおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます（住民票等証明書類 通添付）。 1 異動直前の居住状況等 <table><tr><td>異動の発令年月日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>本人の住居</td><td></td></tr><tr><td>同居者</td><td> ☐配偶者 ☐子(生年月日)☐子(生年月日) ☐子(生年月日)☐子(生年月日) </td></tr></table> 2 現在の居住状況等 <table><tr><td>配偶者と別居した年月日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>配偶者と別居した事情</td><td></td></tr><tr><td>本人の住居</td><td>入居年月日 年 月 日</td></tr><tr><td>本人の住居における同居者</td><td> ☐子(生年月日) ☐子(生年月日) ☐子(生年月日) ☐その他(続柄)☐その他(続柄)☐その他(続柄)☐その他(続柄) </td></tr><tr><td>配偶者の住居</td><td>異動直前の本人の住所と ☐同じ。 ☐異なる(入居年月日)。</td></tr><tr><td>異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法</td><td>裏面の(1)に記入</td></tr><tr><td>配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法</td><td>裏面の(2)に記入</td></tr><tr><td>配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法</td><td>裏面の(3)に記入</td></tr></table> ※ 確認及び決定欄(提出者は記入しないこと。) 年 月 日 上記のとおり ☐確認する。 ☐確認し、 ☐単身赴任手当の月額を 円と決定する。 ☐規則第37条の2の3第3項の規定による加算額を 円、 単身赴任手当を 円と決定する。 職 名 氏 名 (注) 記入については、別紙「記入上の注意」を参照のこと。		任命権者	あて	職名		氏名		勤務公署名			所在地			届出の理由	☐1 新規 ☐2 異動 ☐3 転居(☐ 本人 ☐ 配偶者)☐4 その他 () 上記事実の発生日年 月 日					異動の発令年月日	年 月 日	本人の住居		同居者	☐配偶者 ☐子(生年月日)☐子(生年月日) ☐子(生年月日)☐子(生年月日)	配偶者と別居した年月日	年 月 日	配偶者と別居した事情		本人の住居	入居年月日 年 月 日	本人の住居における同居者	☐子(生年月日) ☐子(生年月日) ☐子(生年月日) ☐その他(続柄)☐その他(続柄)☐その他(続柄)☐その他(続柄)	配偶者の住居	異動直前の本人の住所と ☐ 同じ。 ☐ 異なる(入居年月日)。	異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法	裏面の(1)に記入	配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法	裏面の(2)に記入	配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法	裏面の(3)に記入
任命権者	あて	職名		氏名																																					
勤務公署名			所在地																																						
届出の理由	☐1 新規 ☐2 異動 ☐3 転居(☐ 本人 ☐ 配偶者)☐4 その他 () 上記事実の発生日年 月 日																																								
異動の発令年月日	年 月 日																																								
本人の住居																																									
同居者	☐配偶者 ☐子(生年月日)☐子(生年月日) ☐子(生年月日)☐子(生年月日)																																								
配偶者と別居した年月日	年 月 日																																								
配偶者と別居した事情																																									
本人の住居	入居年月日 年 月 日																																								
本人の住居における同居者	☐子(生年月日) ☐子(生年月日) ☐子(生年月日) ☐その他(続柄)☐その他(続柄)☐その他(続柄)☐その他(続柄)																																								
配偶者の住居	異動直前の本人の住所と ☐ 同じ。 ☐ 異なる(入居年月日)。																																								
異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法	裏面の(1)に記入																																								
配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法	裏面の(2)に記入																																								
配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法	裏面の(3)に記入																																								

改正後										改正前									
(裏面)																			
(1) 異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法																			
順路	通勤方法の別	区	間	※提出者は記入しないこと。	順路	通勤方法の別	区	間	距 離										
1		住居から(経由) まで			1		住居から(経由) まで		・ km										
2		から(経由) まで			2		から(経由) まで		・ km										
3		から(経由) まで			3		から(経由) まで		・ km										
4		から(経由) まで			4		から(経由) まで		・ km										
5		から(経由) まで			5		から(経由) まで		・ km										
6		から(経由) まで			計(規則第37条の2の2の規定による通勤距離)		・ km												
備考																			
(2) 配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法																			
順路	通勤方法の別	区	間	※提出者は記入しないこと。	順路	通勤方法の別	区	間	距 離										
1		住居から(経由) まで			1		住居から(経由) まで		・ km										
2		から(経由) まで			2		から(経由) まで		・ km										
3		から(経由) まで			3		から(経由) まで		・ km										
4		から(経由) まで			4		から(経由) まで		・ km										
5		から(経由) まで			5		から(経由) まで		・ km										
6		から(経由) まで			計(規則第37条の2の2の規定による通勤距離)		・ km												
備考																			
(3) 配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法																			
順路	交通方法の別	区	間	※提出者は記入しないこと。	順路	交通方法の別	区	間	距 離										
1		住居から(経由) まで			1		住居から(経由) まで		・ km										
2		から(経由) まで			2		から(経由) まで		・ km										
3		から(経由) まで			3		から(経由) まで		・ km										
4		から(経由) まで			4		から(経由) まで		・ km										
5		から(経由) まで			5		から(経由) まで		・ km										
6		から(経由) まで			計(規則第37条の2の3第1項の規定による交通距離)		・ km												
備考																			

改正後	改正前
〔別紙〕 記入上の注意 「届出の理由」欄には、該当する理由の□にレ印を付し(新規の場合は理由の1のみにレ印を付する。)、理由の4に該当する場合は、内容を()内に記入する。 「届出の理由」欄中「2 異動」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に公署を異にする異動をした場合の当該異動をいい、「3 転居」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に住居を移転した場合の当該転居をいう。 - 配偶者のない者にあつては、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」と読み替えて記入する。 - 届出の理由の1以外に該当する場合は、「1 異動直前の居住状況等」は、記入を要しない。 「1 異動直前の居住状況等」及び「2 現在の居住状況等」において、「異動」とは、別居の原因となった公署を異にする異動をいう。 - 在勤する公署が移転した者にあつては、「異動」とあるのを「移転」と読み替えて記入する。 - 異動に伴い配偶者と別居した場合で、配偶者の住居が異動直前の本人の住居と同じときは、「配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法」欄は、記入を要しない。 - 異動に伴って配偶者とともに住居を移転し、その後に配偶者と別居した場合は、「異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法」欄は、記入を要しない。 「通勤(交通)方法の別」欄には、通勤等の順路に従い、徒歩○○線等の別を記入する。 - 別居後に配偶者を欠くこととなった場合は、異動直前に配偶者がいないものとした場合について記入する。	

改正後

様式第6号（第37条の2の7関係）

単身赴任手当認定簿

氏名

届出の理由等		届出提出 年 月 日 (受理年月日)	支給の始期(終期)・支 給額の改定時期	加 算 額	単身赴任 手当の月額	決 定 及 び 改 定
事 実 の 発 生 年 月 日	内 容					
年 月 日		年 月 日	年 月分 から まで	円	円	年 月 日 職名 氏名
年 月 日		年 月 日	年 月分 から まで	円	円	年 月 日 職名 氏名
年 月 日		年 月 日	年 月分 から まで	円	円	年 月 日 職名 氏名
年 月 日		年 月 日	年 月分 から まで	円	円	年 月 日 職名 氏名
年 月 日		年 月 日	年 月分 から まで	円	円	年 月 日 職名 氏名
年 月 日		年 月 日	年 月分 から まで	円	円	年 月 日 職名 氏名

記入上の注意

「届出提出年月日(受理年月日)」欄には、届出提出日を記入し、その日が届出受理日と異なる場合にあっては、届出受理日を()
書で付記する。

附 則（令和7年9月3日規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き職員（改正後の給与条例の規定による改正前の湖北地域消防組合職員の給与に関する条例（以下この項において「改正前の給与条例」という。）第14条第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（この規則による改正前の湖北地域消防組合職員の給与に関する規則（以下この項において「改正前の給与規則」という。）第33条第3号に掲げる職員に係るものを除き、2以上の交通機関等（改正前の給与規則第29条に規定する交通機関等をいう。以下この項において同じ。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この項及び次項において「改正前の1箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に規定する額（改正前の給与規則第33条第2号に掲げる職員に係るものを除く。以下この項及び次項において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。）の合計額が150,000円を超えている職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち交通機関等及び改正前の給与条例第14条第1項第2号に規定する自動車等に係る通勤手当（改正前の1箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が55,000円を超える場合のもので、施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等（改正前の給与規則第34条の2第1項に規定する支給単位期間等をいう。）に係るものに限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、各月における改正前の1箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から55,000円を減じて得た額（1円未満の端数がある場合にあってはその端数を切り捨てた額とする。）を、支給単位期間を1箇月とする通勤手当として支給する。

（権衡職員等に関する経過措置）

- 4 この規則による改正後の湖北地域消防組合職員の給与に関する規則（以下「改正後の給与規則」という。）第34条の3の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。
- 5 改正後の給与規則第34条の5の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。
- 6 改正後の給与規則第34条の6第1項第2号の規定は、施行日前に同号に掲げる職員となった者（同号に規定する当該日以降の転居をしたものを除く。）にも適用する。
- 7 この規則による改正後の給与規則第37条の2の4第1号から第5号までの規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（雑則）

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。